

第 1 節 河川・海岸の概要

秋田県を流れる河川の数、雄物川、米代川、子吉川の一級水系301河川、馬場目川などの二級水系51河川で合計352河川となっており、総延長は3,185kmに及んでいます。このうち、34河川309.8kmが国土交通省の所管となります。

また、海岸については総延長264kmのうち国土交通省で169kmを所管しています。

これら県内の河川や海岸は豊かな自然環境を育んでいますが、一方では洪水による河川の氾濫、風浪や高潮による海岸侵食、地震による津波など大災害を引き起こす危険性を抱えています。

このような災害から県民の生命や財産を守り、県民が安心して暮らせるように施設の整備や管理を行っています。

河川の整備状況

(H27.3.31現在)

	河 川 数	流路延長 km	要改修延長 (築堤延長) km	改修済延長 (築堤延長) km	改 修 率 %
県管理区間					
一級河川	291	2,424.0	1,674.5	831.2	49.6%
二級河川	51	451.3	380.8	107.5	28.2%
計	342	2,875.3	2,055.2	938.8	45.7%
国管理区間					
一級河川	(34)	309.8	192.1	115.1	60.0%
県＋国管理					
一級河川	301	2,733.8	1,866.6	946.4	50.7%
二級河川	51	451.3	380.8	107.5	28.2%
合計	352	3,185.1	2,247.3	1,053.9	46.9%

※ 河川数において、直轄管理河川数34河川のうち24河川が県管理河川と重複しています。

※ 端数処理の関係で、表示している内訳と合計が一致しない場合があります。

第 2 節 河川・海岸事業基本方針

1 河川事業の基本方針

河川法に基づき、河川事業の従来目的である「治水」「利水」に加え、「河川環境の保全」も考慮した河川整備を行なっています。

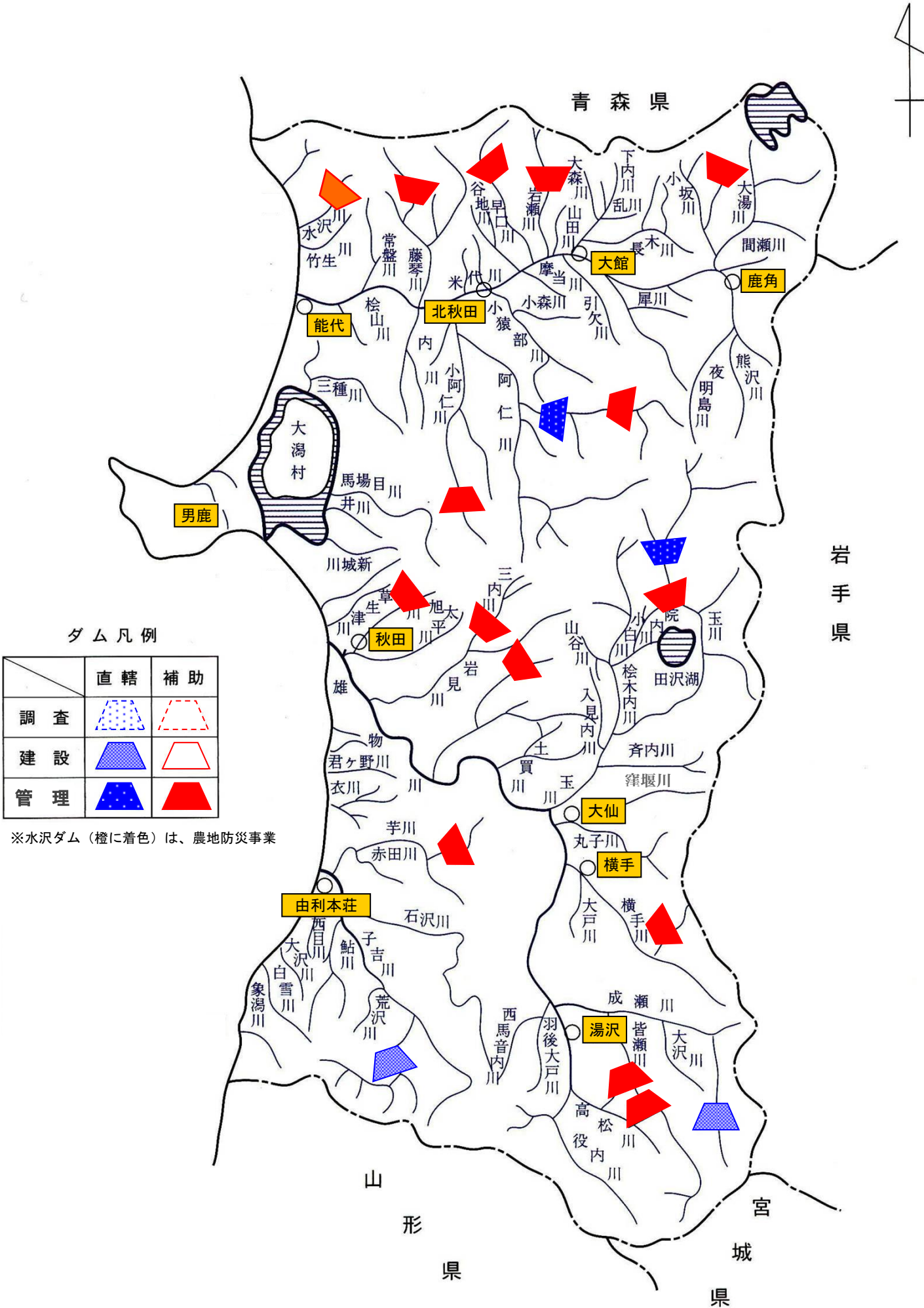
また、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」では、県土の保全と防災力強化に向けて継続的に取り組む基本政策として位置付けられており、頻発する都市近郊河川の浸水被害解消を目指して、予算の重点化を図りながら計画的に事業を進めています。

2 海岸事業の基本方針

河川事業と同様の位置づけで、防災力強化に向けて津波、高潮、波浪、海岸侵食などの災害に対する施設整備を継続的に進めています。

また、防護面だけでなく自然海岸の保全や快適な利用環境の調和を図るため、平成15年度に策定した秋田沿岸海岸保全基本計画に基づき、「安全で美しい海岸空間の創出」を目指して事業を実施しています。

◆秋田県河川概要図



第3節 河川の整備

河川事業は、洪水を安全に流下させることで水害から人命や財産を守り、県土を保全して地域の発展を促進させる重要な事業です。

平成27年度は、河川事業を効果的に進めるため、重要な区間に重点投資しながら事業を推進していきます。特に、三種川では床上浸水対策特別緊急事業としても着手し、5年後には過去と同程度の洪水が発生した場合でも床上浸水被害が発生しないよう、家屋周辺の改修を集中的に実施します。

また、河川情報システムの機器改良や樋門等構造物の長寿命化の推進など、河川施設の効率的な維持にも取り組みます。

H27補助河川改修事業一覧表

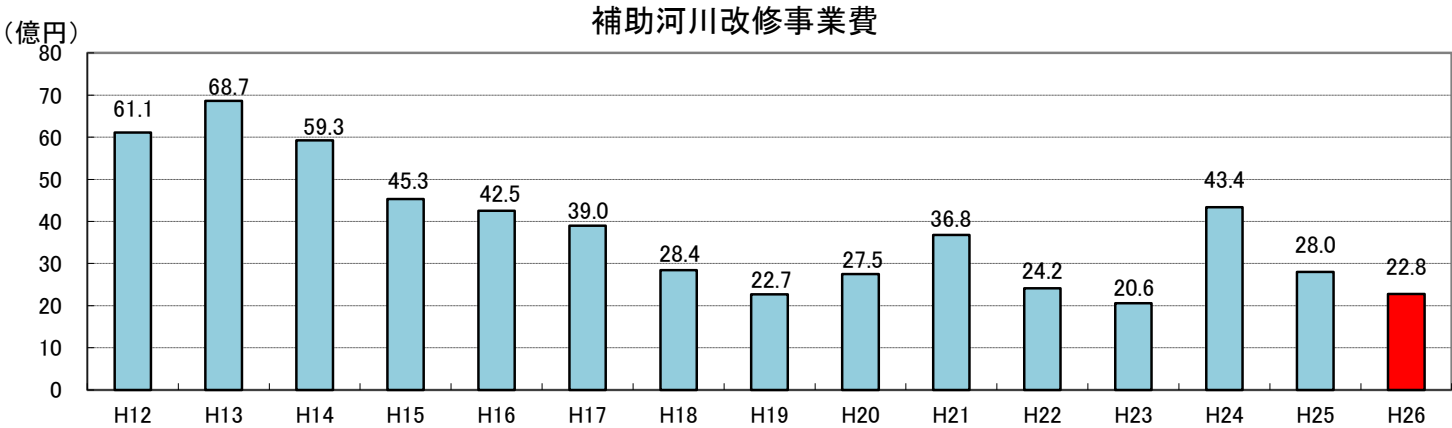
事業種別	河川名	市町村名
広域河川改修事業 ※ 三種川は床上浸水対策特別緊急事業でも合わせて実施	横手川	横手市
	淀川	大仙市
	芋川	由利本荘市
	三種川	三種町
	馬踏川	秋田市
	豊川	潟上市
	下内川	大館市
	新波川	秋田市
流域治水対策河川事業	玉川	仙北市
	桧木内川	仙北市
	斉内川	大仙市
	新城川	秋田市
	旭川	秋田市
	太平川	秋田市
	草生津川	秋田市
総合流域防災事業	福士川	鹿角市
	竹生川	八峰町
	土買川	大仙市
合計	18箇所	



《一部区間が完成して通水が始まった新城川(秋田市)》



《緑化ブロックを採用した旭川(秋田市)》



国土交通省が管理する区間(米代川、雄物川、子吉川の3河川における一部区間など)では、国直轄で河川事業が実施されます。

平成27年度は、主に前述の3河川において、築堤工、護岸工、河道掘削などの河川改良事業や、河川施設(堤防や樋門樋管など)の維持管理事業が行われます。

第4節 河川の環境整備

近年の河川は、良好な環境に対する県民ニーズの増大に伴い、治水・利水機能を持つ施設としてだけでなく、潤いのある生活環境の舞台として期待されるようになっていきます。

このため、多様な自然環境や親しみやすい水辺空間の創出に向けて、従来の河川改修に加えて次のような川づくりを実施しています。

1 多自然川づくり

河川の良好な自然環境を保全・創出する「多自然川づくり」の手法を各河川の整備に導入しています。

例えば、今ある河川環境を出来るだけ保全したり、緑化のできる護岸ブロックを採用するなど、様々な動植物が生息できる水辺空間の再生に努めています。



《親水性に配慮した成瀬川(東成瀬村)》

2 低水路の保全とワンドの創出

………芋川(由利本荘市)

低水路に極力手を付けず、治水上どうしても必要な場合でも環境の変化を最小限に抑え、瀬や淵・ワンドを創出するなど、自然に配慮した川づくりを目指します。

※ワンド: 河川沿いにある止水域(水たまり)の名称



《景観と生態系に配慮した横手川(横手市)》

3 地域のシンボリックな川

………横手川(横手市)

“山と川のあるまち”横手市を流れる横手川では、城下町にふさわしい自然石で積まれた護岸づくりや、瀬・淵の再生、魚が住みやすいような護岸など、周辺の景観や魚の生息環境に配慮した川づくりを行っています。

第5節 ダム事業

1 河川総合開発事業

河川総合開発事業は、洪水防御、河川の流水の正常な機能の維持、都市用水及びかんがい用水の開発、電力開発等を目的とした多目的ダムを建設する事業です。

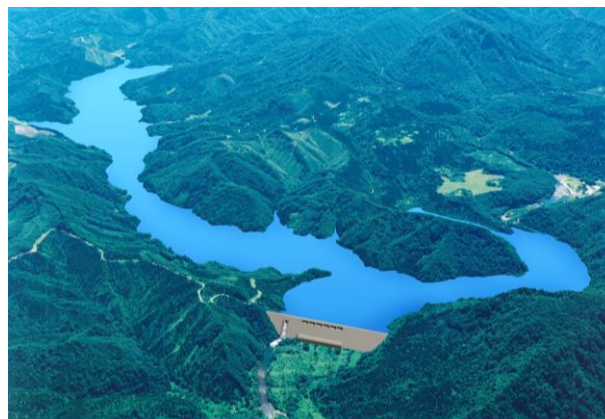
平成27年度の事業は次のとおりです。

国直轄ダム：成瀬ダム(建設)
鳥海ダム(建設)

2 ダムの管理

建設されたダムの適正な維持・運用を図るため、点検や整備等の施設管理及び観測や制御、操作等の機能管理を実施します。

また、ダムの状態を良好に保つため、機器の改良や補修を実施し、併せて施設の長寿命化に向けた堤体調査を推進します。



鳥海ダム完成予定図
(提供 国土交通省 鳥海ダム工事事務所)

◆河川総合開発事業ダム一覧表

番号		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
進捗状況		管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理
水系名		米代川	雄物川	雄物川	米代川	米代川	雄物川	米代川	雄物川	雄物川	米代川	水沢川
河川名		小又川	玉川	皆瀬川	小阿仁川	粕毛川	旭川	早口川	三内川	皆瀬川	岩瀬川	水沢川
ダム名		森吉	鎧畑	皆瀬	萩形	素波里	旭川	早口	岩見	板戸	山瀬	水沢
位置		北秋田市 森吉	仙北市 田沢湖	湯沢市 皆瀬	北秋田郡 上小阿仁村	山本郡 藤里町	秋田市 仁別	大館市 早口	秋田市 河辺	湯沢市 皆瀬	大館市 岩瀬	山本郡 八峰町
目的		F,P	F,P	F,N,A,P	F,N,P	F,A,P	F	F,P	F,N,P	N,P	F,N,I,W,P	F,A
型名		G	G	C,F,R,D	G	G	G	G	G	G	R	R
ダムの規模	堤高m	62.0	58.5	66.5	61.0	72.0	51.5	61.0	66.5	28.7	62.0	46.5
	堤頂長m	105.0	236.0	215.0	173.0	142.0	380.0	178.0	242.0	120.0	380.0	235.0
	堤体積m³	75,000	192,000	CON 95,000 ROC480,000	111,000	115,500	125,000	199,000	197,000	30,900	1,625,700	568,000
集水面積km²		139.0	320.3	172.0	86.7	100.0	34.4	48.5	73.1	182.0	67.2	27.0
湛水面積km²		1.56	2.55	1.50	0.85	1.92	0.35	0.33	0.95	0.21	0.94	0.24
総貯水容量千m³		37,200	51,000	31,600	14,950	42,500	5,200	6,550	19,300	1,598	12,900	3,001
有効貯水容量千m³		26,900	43,000	26,300	11,650	39,500	4,200	5,050	16,000	1,371	10,900	2,596
工期		S27～28	S27～32	S33～38	S37～41	S42～45	S43～47	S46～51	S47～53	S56～59	S56～H3	S52～H6
事業費(百万円)		1,126	2,400	3,580	1,769	1,960	2,500	5,410	11,000	3,362	39,800	7,389

番号		⑫	⑬	⑭	⑮
進捗状況		管理	管理	管理	管理
水系名		雄物川	雄物川	子吉川	米代川
河川名		淀川	松川	畑川	砂子沢川
ダム名		協和	大松川	大内	砂子沢
位置		大仙市 協和	横手市 山内	由利本荘市 小栗山	鹿角郡 小坂町
目的		F,N,W	F,N,A,W,P	F,N,W	F,N,W
型名		G	G	G	G
ダムの規模	堤高m	49.3	65.0	27.5	78.5
	堤頂長m	222.5	296.0	106.0	185.0
	堤体積m³	168,900	294,000	21,840	283,000
集水面積km²		24.4	38.15	3.4	17.0
湛水面積km²		0.49	0.74	0.13	0.44
総貯水容量千m³		7,800	12,150	724	8,650
有効貯水容量千m³		7,050	11,000	626	7,630
工期		S60～H9	S58～H10	H3～H19	H4～H22
事業費(百万円)		24,592	41,400	5,580	21,500

①	②	③	④
管理	管理	建設	建設
雄物川	米代川	雄物川	子吉川
玉川	小又川	成瀬川	子吉川
玉川	森吉山	成瀬	鳥海
仙北市 田沢湖	北秋田市 森吉	雄勝郡 東成瀬村	由利本荘市 鳥海
F,N,A,I,W,P	F,N,A,W,P	F,N,A,W,P	F,N,W
G	R	R	台形CSG
100.0	89.9	113.5	81.0
441.5	786.0	690.0	365.0
1,150,000	5,850,000	12,000,000	1,340,000
287.0	248.0	68.1	83.9
8.30	3.20	2.26	3.10
254,000	78,100	78,500	47,200
229,000	68,100	75,000	39,000
S48～H2	S48～H23	S58～	H5～
122,000	175,000	153,000	—

補助
直轄

[表中記号解説] F:洪水調節、N:流水の正常な機能の維持、W:上水道、A:特定かんがい用水の補給
I:工業用水、P:発電、G:重力式コンクリートダム、R:ロックフィルダム
C, F, R, D: 表面遮水壁型ロックフィルダム
※⑪水沢ダムは、農地防災事業で建設し河川管理者が管理している。

第6節 海岸の整備

県土を高潮や津波等の自然災害から守るとともに、潤いと安らぎの空間を創出し快適な海岸利用に資するため、県では以下のような事業を進めています。

1 侵食対策

波の力による侵食被害を受ける恐れが大きい地域において、人工リーフや離岸堤などの施設整備を行います。現在は、浅内海岸、本荘海岸、岩城二古海岸の3海岸で事業を実施中です。

2 老朽化対策事業

海岸堤防等の継続的な効果発現のため、海岸保全施設の老朽化対策を計画的に推進し、施設機能の強化や回復を行います。
現在は、仁賀保海岸と浜田・八森海岸の2海岸において対策を実施しています。

海岸事業一覧表

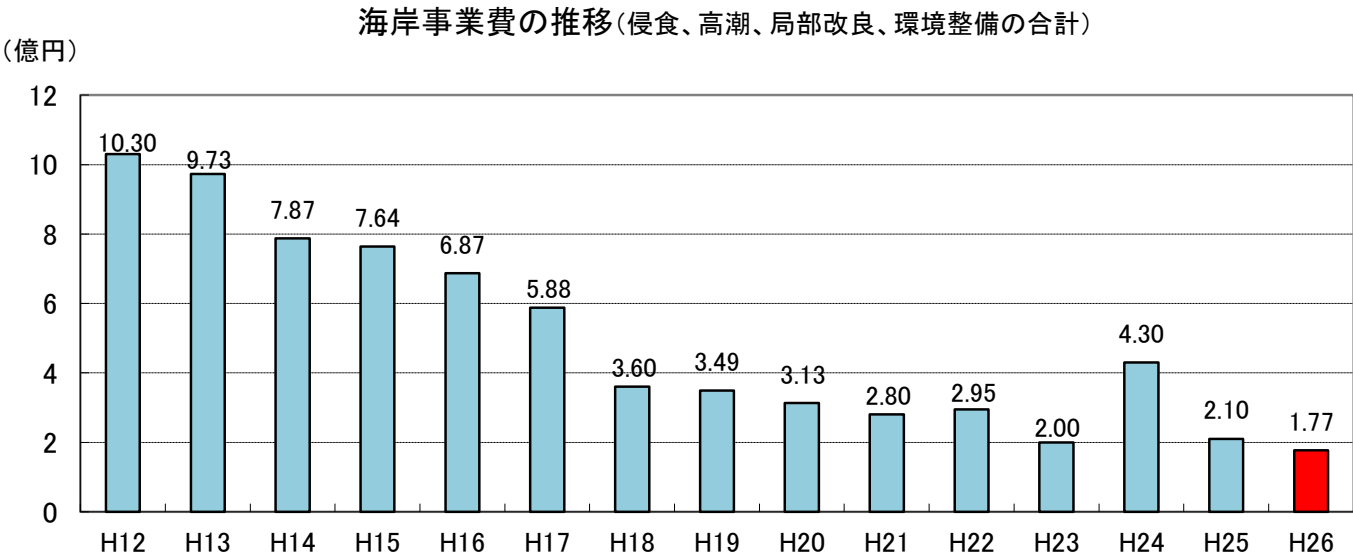
事業種別	海岸名	市町村名
侵食対策事業	浅内海岸	能代市
〃	本荘海岸	由利本荘市
〃	岩城二古海岸	由利本荘市
老朽化対策事業	仁賀保海岸	にかほ市
〃	浜田・八森海岸	八峰町



《離岸堤で守られた砂浜》
（西目海岸 由利本荘市）



《老朽化の進んだ津波・高潮・洪水対策の水門》
（浜田・八森海岸（泊川水門） 八峰町）



第7節 災害復旧

護岸等の公共施設が、洪水や地震により被災した場合は、従前の施設の機能を確保し再度災害を防止するために、災害復旧事業が行われます。平成26年には、県と市町村で河川・道路等あわせて84箇所が被災を受けており、早急に復旧するため事業を推進します。

また、災害事業においても自然環境の保全に配慮した復旧工法を取り入れています。

災害復旧事業 — **原形復旧** — 洪水、波浪、暴風雨、地震などの異常な自然現象により、被害を受けた公共土木施設を復旧する事業。

改良復旧事業 — **改良復旧** —



H26.8月豪雨 県道比内森吉線(北秋田市)の被災

一定災

広範囲にわたって大きな被害を受け、原形復旧が不適当な場合、一定計画に基づき復旧する事業。

河川等災害関連事業

再度災害を防止するため、災害復旧費に改良費を加えて実施する事業。

災害復旧助成事業

再度災害を防止するため、災害復旧費に改良費を加えて実施する工事のうち、改良工事費が6億円を超える事業。



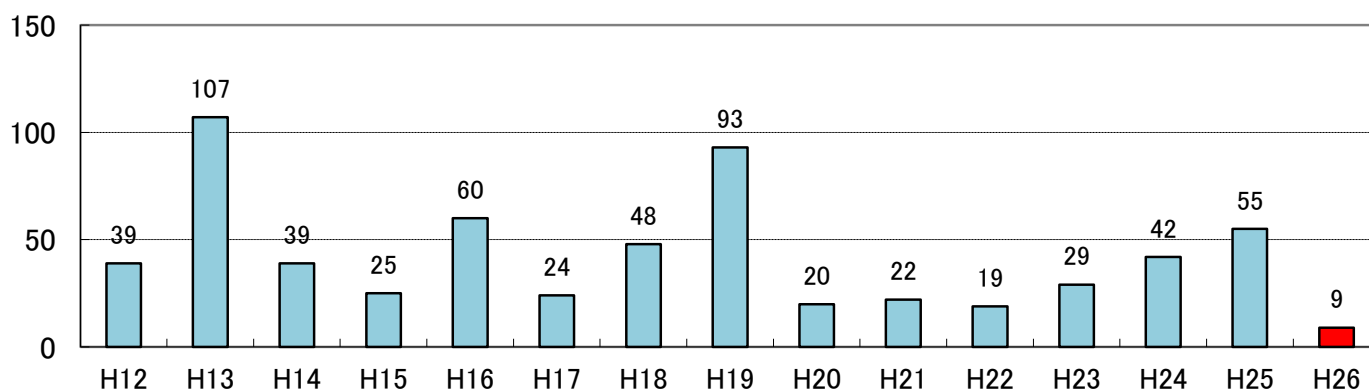
H26.8月豪雨 樫内川(鹿角市)の護岸決壊 → 応急対策(大型土のう等)



H25.8月豪雨 早口川(大館市)の破堤 → 応急対策(大型土のう等) → 原形復旧(護岸工)

(億円)

災害復旧事業費



第 8 節 河 川 の 愛 護

1 ふれあいの川美化事業

河川敷などの水辺空間は、自然環境とふれあえる身近な場として地域の方々に親しまれています。自分たちの住むまちの河川をより大切にしてもらうため、県が管理する河川の草刈りを自治会等の団体に委託する制度が、平成17年度から始まっています。

2 クリーンアップ運動

堤防の草刈りや河川敷のゴミ拾いなどが地域住民の間で活発に行われるようになり、河川美化の向上に大きな効果を上げています。この運動は県内各地で普及し、現在は従来の河川愛護運動とともに年中行事として定着してきています。



芋川(由利本荘市)

3 環境整備地域連携事業

愛護団体やボランティアが行う河川、海岸のクリーンアップ等美化運動に必要な経費の一部について、市町村を通じて支援し、環境美化活動の拡大と実施団体の育成を図っています。



八竜海岸(三種町)

第 9 節 管 理

1 河川の管理

河川法に基づく総合的な河川の管理により、安全・安心な河川空間を保持し、公共の福祉を増進させていきます。

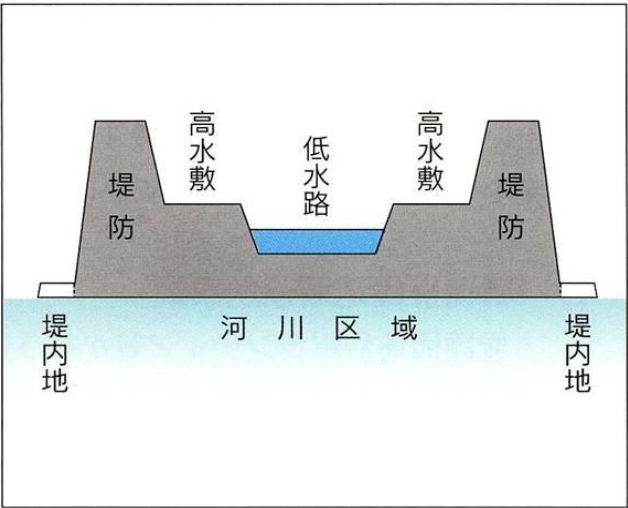
総合的 管理	災害発生の防止	○河川工事、河川の維持修繕 ○工作物の設置、土地の掘削等の行為規制
	河川の適正な利用	○上水道、かんがい、発電等のための流水の占用 ○河川区域内の土地の占用 ○河川区域内の土石等の採取 ○舟やいかだの運航
	流水の正常な機能の維持	○廃水の希釈浄化 ○海水遡上による塩害の防止 ○河口の埋塞防止 ○取水等のための水位の保持 ○水生動植物の生存繁殖
	河川環境の整備と保全	○良好な水質の確保 ○動植物の生息生育環境の保全 ○河川景観の保全 ○潤いのある水辺空間の創出

2 河川法の対象河川

河川法の対象となりうる河川は、一般に考えられている河川の他に、湖沼や洪水調整池（洪水時に洪水の一部を貯留し勢いを弱める施設）のような「公共の水面」も含まれています。
これらのうちから、河川法の定める手続きによって指定された河川だけが、河川法の対象として管理されています。

3 河川区域

河川法の縦の範囲は一級河川などの指定により明らかになりますが、横の範囲は河川区域といい、一般には右図のようになります。



第 10 節 水 防

1 水防活動の体制

異常気象予警報の通知があった時点からその危険の解消するまでの間、県庁河川砂防課に水防本部をおき、その下部機関として水防支部（各地域振興局建設部）に水防要員が待機し、通報・連絡・その他水防に関する業務を行っています。平成21年度から情報伝達系統を見直し、水防支部において水防警報等を発令することによって情報伝達の迅速化を図っています。

2 水防活動の組織

県では、水防組織を次のように構成しています。

